



2026年2月9日

各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
株式会社ペッパードサービス
代表取締役社長 C E O 一瀬 健作
(コード番号: 3053) 東証スタンダード
問い合わせ先 常務取締役 猿山 博人
開発本部長 兼 総務本部長
電話番号 03 (3829) 3210

ノロウィルスによる食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、当社が運営する店舗「牡蠣海幸かいり吉祥寺店」(東京都)におきまして、ノロウィルスを原因とする食中毒事故が発生いたしました。発症されたお客様ならびにご関係の皆様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

2026年1月16日に「牡蠣海幸かいり吉祥寺店」でお食事をされたお客様より、下痢や嘔吐、腹痛、発熱等の症状を呈しているというご連絡が、武蔵野市保健所を通じてありました。2026年1月24日、武蔵野市保健所の立ち入り検査が実施され、2026年2月9日に、感染源は店舗で提供されている生食用牡蠣と特定された旨の行政処分を受けました。体調不良を訴えられていた11名のお客様のうち、7名のお客様から食中毒の病原物質であるノロウィルスが検出されておりますが、すべての方が回復に向かわれております。なお、当社従業員からは、ノロウィルスの検出はございませんでした。

また、当該店舗は、2026年2月5日乃至2月8日において、営業を自粛しており、店内清掃及び消毒を実施しております。

2. 行政処分の内容について

处分店舗：牡蠣海幸かいり吉祥寺店（東京都武蔵野市）

所轄保健所：武蔵野市保健所

处分年月日：2026年2月9日

処分の理由：食品衛生法第6条違反

处分内容：2026年2月9日 1日間の営業停止

病原物質：ノロウィルス

3. 衛生管理体制及び再発防止策について

この度このような食中毒事故を発生させたことにつきまして、改めて心より深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を重く受け止め、再度従業員全員に対し、食材保管時及び調理時の衛生管理の強化、衛生管理マニュアルの遵守並びに従業員の健康管理チェックを再徹底し、再発防止に努めてまいります所存でございます。

何卒、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 業績への影響

本件による当社の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途速やかにお知らせいたします。

以上